⑵　申請書の提出方法

申請者は、文書郵送方式又はオンライン申請方式により申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。インターネット方式による工事及び役務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、４⑴②により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

（工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し

③　業態調書

④　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

⑤　申請者が事業協同組合若しくは共同企業体である場合には、共同企業体等調書

⑥　申請者が経常建設共同企業体であって、客観的事項について算定した点数の調整を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

⑦　納税証明書の写し

⑧　申請者が、その設立から令和８年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合又は企業組合であって、令和６年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑨　申請者が、その設立から令和８年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

［注］申請者が事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の④及び⑦に掲げる書類及び６（工事）①に掲げる事項について記載した書類、建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、当該事業協同組合の役員名簿並びに組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

（役務に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　業態調書

③　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し

④　営業に関し、登録を受けている場合にあっては、当該登録を証する書類又はその写し

⑤　申請者が法人であるときは、６（役務）①に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人であるときは、６（役務）①に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑥　納税証明書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成するものとする。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

５　競争に参加する者に必要な資格

（工事）

次の①から⑥までに掲げる者でないこと。

①　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第４条に該当する者

②　契約事務規程第５条第１項に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者

③　契約事務規程第５条第３項に該当すると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が、定期審査の申請にあっては令和７年６月16日以降のもの、随時審査の申請にあっては競争参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者

⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含む者

（役務）

次の①から⑤までに掲げる者でないこと。

①　契約事務規程第４条に該当する者

②　契約事務規程第５条第１項に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者

③　契約事務規程第５条第３項に該当すると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

６　競争参加者の資格審査

（工事）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。

前者以外の者については、①から④までに掲げる客観的事項の項目について総合点数を付与し、希望工事種類（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種類をいう。以下同じ。）ごとに一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

なお、等級の区分を設けている工事種類については、総合点数の高点順に等級を付す。

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種類ごとの年間平均完成工事高

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者の希望工事種類ごとの数

③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種類の種類別年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

（役務）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。

前者以外の者については、①から④までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

①　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高

②　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

③　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

④　審査基準日までの営業年数

７　資格審査結果の通知

競争参加資格があると認定された場合は、当機構のホームページ（https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/list.html）に「有資格業者名簿」を公表することにより通知に代える。資格の認定日については、定期審査の場合は令和９年４月１日とし、随時審査の場合は令和９年５月６日以降、当機構ホームページで有資格業者名簿を公表した日とする。

８　資格の有効期間

資格認定の日から令和11年３月31日までとする。